

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	母子保健法
根拠条項	第20条第7項
処分の概要	指定養育医療機関の指定取消し
法令の定め	第20条第7項 児童福祉法第20条第7項及び第8項並びに第21条の規定は、指定養育医療機関について、同法第21条の2から第21条の4までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第21条の3第4項及び第21条の4第2項中「都道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
処分基準	母子保健法第20条第7項の規定により準用する、児童福祉法第20条第8項の規定に該当したとき。
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（電話番号：011-206-6343）
問い合わせ先	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係（医療・母子保健） （電話番号：011-206-6343）
備考	（公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html</a> ）